

# I 令和5年度事業計画

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

## 第1 事業方針

最近の肉用牛をめぐる情勢については、全国的に高齢化による肉牛農家の廃業などから飼養戸数の減少に歯止めがかからない状況にある。

飼養頭数は、平成28年以降増加傾向にあり、品種別には黒毛和種が前年より減少したが、交雑種が前年より増加し、乳用種は12年連続の減少となっている。

枝肉価格は、黒毛和種及び交雑種については、前年を下回って推移していたが、黒毛和種は5月以降、交雑種は10月以降から、前年とほぼ同水準まで回復し、乳用種については、前年を上回って推移している。

こうした情勢を背景に、肉用子牛価格は、全ての品種で第1四半期から価格が下がり、黒毛和種、褐毛和種、交雑種は、保証基準価格を上回って推移しているものの、乳用種は第2四半期で平成25年度第1四半期以来、37期ぶりに保証基準価格を下回った。

このような中、令和5年度の畜産物価格については、生産条件、需給事情及び経済事情等を考慮し、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格及び合理化目標価格は、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種が引き上げられ、乳用種及び交雑種は前年と同額に据え置かれた。

一方、牛肉の消費は新型コロナウイルス感染者の減少により3年ぶりに行動制限が緩和され、消費量は概ね前年と同水準を維持しているものの、依然として、新型コロナウイルスの影響による外食需要の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安等による飼料や燃油といった輸入生産資材価格が高騰し高止まりするなど、今後の畜産経営をめぐる環境は懸念材料が多いものとなっている。

このような情勢を踏まえ、本道における畜産経営の安定を図るため、肉用子牛価格安定事業、肉用肥育牛価格安定事業及び肉豚経営安定交付金制度について、関係機関・団体の協力のもと円滑な事業推進に努める。

実施する事業は次のとおりである。